



市政 ニュース 令和8年7月から市役所開庁時間を試行的に変更します、災害への備え忘れていませんか？

2面



子ども自然観察会 (16面に関連記事)

今月の 主な内容

- 6月は環境月間、クーリングシェルターを10月21日(水)まで運用など 3面
- バス路線廃止区間代替交通のダイヤ変更について、令和8年度第2回行財政検討審議会を開催しますなど 4面
- 令和7年度生活情報センター相談概要、令和8年度やわた未来いきいき健幸プロジェクトなど 5面
- 個人市・府民税 申請により減免、市税の納付についてなど 6面
- 国民健康保険料等の負担を軽減、令和8年度国民健康保険料が決定など 7面

- 令和8年度の65歳以上の介護保険料、出前講座をご活用くださいなど 8面
- 大きくな〜れ、子育てすくすく、図書館のおはなし会 9面
- 情報ひろば(市政、募集、講座・教室、イベント) 10・11面
- 相談、年金、生活、短信、図書館 12・13面
- 保健・医療 14・15面
- まちの話題 16面



令和8年7月から 市役所開庁時間を試行的に変更します



開庁時間の
変更について

大型ごみの持込時間も変更になりますのでご注意ください

「職員の働き方改革」と併せて、各種手続きのオンライン化や記入負担の軽減など「市民サービスの質の向上」を進めるため、試行的に開庁時間（窓口受付時間/電話受付時間）の短縮を実施します。平日の大型ごみの持込時間も変更になりますのでご注意ください。

■実施時期

■**試行期間**= 7月1日(水)から
9月30日(水)まで

■**本格実施**= 10月1日(木)から
(予定)

■開庁(持込)時間

午前9時～午後4時30分
※変更前は午前8時30分～午後5時15分(持込時間は午後4時30分)。

■対象施設

市役所本庁舎、分庁舎(上下

水道部)、別館(環境業務課)、旧八幡東小学校(文化財課)
※本庁舎の開閉時間と職員の勤務時間に変更はありません。
※3月に全戸配布いたしました「令和8年度 八幡市環境事務所からのお知らせ」に記載している『持込時間』から変更となります。
※祝日の『持込時間』に変更はありません。

開庁時間の変更に関すること = 政策企画課 (☎983-1004、FAX983-3593)、大型ごみ持込に関すること = 環境業務課 (☎983-5340)

災害への備え 忘れていませんか？

これから梅雨シーズンを迎え、大雨による土砂災害や水害が発生する可能性が高まります。

災害は、いつ起こるか分かりません。日ごろから災害への備えを万全にし、いざというときに自分や家族の命を守れるようにしましょう。次の3つのポイントを確認し、正しい避難行動をとれるようにしましょう。

6月は土砂災害防止月間

●避難情報の意味を知っていますか？

**警戒レベル4で
危険な場所から全員避難！**

防災気象情報は5月29日から変更となりましたが、避難情報は引き続き左の画像のとおり運用されています。「レベル4危険警戒」が発令されたら、土砂災害警戒区域や浸水想定区域など災害発生危険性が高い場所にお住まいの方は、速やかに安全な場所へ避難しましょう。また、避難に時間を要する人は「レベル3警戒」が発令されたら、早めに避難を始めましょう。

●災害用備蓄は用意できていますか？

最低3日分生活必需品を準備！

避難する時は食料や水、寝袋、マスク、洗面道具などの最低限の生活必需品を携行しましょう。また、大規模な災害による停電や断水に備えて1週間分(最低3日分)の食料や水、卓上コンロなどを用意し、すぐに取り出せる場所にまとめて保管しましょう。

●八幡市防災アプリを活用していますか？

避難所の開設情報など素早く確実に入手！

現在、八幡市防災アプリは1万4000人を超える人にご活用いただいております。アプリ=右の画像=では、ご自宅が土砂災害警戒区域や浸水想定区域内に立地しているかの確認をはじめ、避難情報の発令や避難所の開設に関する情報が素早く確実に入手できます。また、河川水位や河川カメラ、防災行政無線の放送内容確認のほか、天気予報や雨雲レーダーなど平時から役立つ機能が満載です。おひとり住まいの方は、遠方のご家族に安否確認を通知する機能などもございます。ぜひダウンロードし、災害の備え等に活用してください。



八幡市防災アプリ



Android

iOS

「緊急地震速報訓練」「八幡市シェイクアウト訓練」

6月17日(水)午前10時 同時開催

地震発生時に、迅速かつ確実に情報を伝達し、自分の身を守る対応ができるように緊急地震速報訓練にあわせて、八幡市シェイクアウト訓練を実施します。

家庭や職場、学校など、みなさんの積極的なご参加をお願いします。
▶訓練の流れ 午前10時に市防災行政無線より緊急地震速報訓練用の放送が流れます。

▶放送内容 「(チャイム音) こちらは八幡市です。ただいまから訓練放送を行います。(緊急地震速報チャイム音) 緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。(3回繰り返す)。こちらは八幡市です。これで訓練放送

を終わります。(チャイム音)」

- ▶訓練内容 ①放送後、シェイクアウト訓練として「姿勢を低くする」「頭を守る」「動かない」の3つの安全行動を約1分間実施する。
- ②数分後に送信される訓練用の緊急速報メールを受信し、内容を確認。

※マナーモードでも音が鳴る場合があります。

事前の参加登録をお願いします

- ▶参加申込 参加団体名または個人名、人数、ホームページに参加団体名等の掲載可否を電話、またはFAX(983-1174)で危機管理課へ。
- ※申込用紙は危機管理課窓口、市ホームページから入手可。

土のうの事前準備をお願いします

浸水等の水害から自宅を守るため、土のうを無償で配布します。台風接近時や大雨が降っている時に市役所から配布に伺うことはできませんので、ご協力をお願いいたします。

- ▶対象 市内在住者
- ▶配布数 1世帯10袋まで
- ▶申し込み 開庁時間内に電話で危機管理課へ
- ※先着順。なくなり次第終了。
- ▶引渡場所 市役所北側(6月8日(月)～12日(金)開庁時間内に本庁舎5階危機管理課窓口までお越しください)
- ※配布した土のうは市では回収はしません。ご家庭で保管・処分をお願いいたします。

「Jアラート全国一斉情報伝達試験」について

総務省消防庁による全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験に伴い、市内36カ所の防災行政無線から下記の日時・内容で放送が流れます。緊急をお知らせする放送ではありませんので、お間違いないようご注意ください。

- ▶日時 6月3日(水) 午前11時
- ▶放送内容 チャイム音→「これは、Jアラートのテストです」×3→「こちらは、八幡市です」→チャイム音
- 詳細は右記の二次元コードから。



ホームページ

6月は環境月間

八幡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金のお知らせ

家庭におけるエネルギーの自立化を促進するため、市内に住宅用太陽光発電設備と住宅用蓄電設備を同時に設置した人、またはそれに加え、高効率給湯機器やコージェネレーションシステムを設置した人に、設置に要した経費の一部を助成します。

※申請期限は令和9年1月29日(金)まで。
 ※申請書類や対象設備の要件等の詳細は、市ホームページをご覧ください。

市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金



■自家消費型(FIT売電不可)住宅用太陽光・蓄電設備設置事業

補助対象者	自ら居住する市内の住宅に太陽光発電設備と蓄電設備を同時に設置した人で、市税を滞納していない人 ※FIT制度(固定価格買取制度)を利用した太陽光発電設備は不可。
申請要件	令和8年4月15日(水)～令和9年1月29日(金)に、対象設備の設置に係る契約から工事、支払いまでが行われたもの
補助金額	次のAとBの額(千円未満は切り捨て)の合計金額 A=太陽光発電設備の公称最大出力の1kWあたり4万円(上限16万円) B=蓄電設備の蓄電容量の値1kWhあたり4万円(上限24万円)に5万円(定額)を加算した額

■高効率給湯機器・コージェネレーションシステム設備設置事業

補助対象者	自ら居住する市内の住宅に太陽光発電設備と蓄電設備に加え、高効率給湯機器またはコージェネレーションシステムを同時に設置した人で市税を滞納していない人
申請要件	上記と同様
補助金額	補助対象経費の1/2(高効率給湯機器:上限30万円、コージェネレーションシステム:上限80万円)(千円未満は切り捨て)

※本補助金の申請は1つの住宅につき1回限り。
 ※本補助金は国の補助金(国費が充当された補助金含む)と併用不可。

やわたのまちの小さな仲間たち フォトコンテスト作品募集



令和7年度大賞作品
「甘い匂いに誘われて」

市内の自然に暮らす生き物(植物、鳥、昆虫、魚など)を撮影した写真を募集します。

- 応募対象 令和8年中に撮影した八幡市内の自然の生き物(動植物問わず)
- 募集期間 6月1日(月)～9月1日(火)
- 賞品 大賞1人=QUOカード3千円分
入賞9人=QUOカード1千円分
※応募者全員に参加賞を贈呈。
※応募点数は1人1点までで、ペットや飼育・栽培している生き物は対象外です。
- 応募方法 右記二次元コードを読み込み、専用申込フォームから申請



応募用
フォーム

クーリングシェルターを10月21日(水)まで運用

「熱中症特別警戒アラート」が発表された際に暑さをしのぎ、休憩できる場所として、右記の計15施設を「クーリングシェルター」として指定しています。

クーリングシェルターの運用期間中は、熱中症特別警戒アラートが発表された場合に限らず、外出時やご自宅に冷房設備がない場合にご利用ください。

各施設の開放可能日時等、詳細は右記二次元コードから市ホームページをご覧ください。



クーリング
シェルター

民間施設の クーリングシェルターを 募集中

市内の民間施設をクーリングシェルターとして開放し、市とともに熱中症対策に取り組んでいただける事業者を募集しています。指定には一定の要件がありますので、環境政策課までお問い合わせください。

環境政策課 (☎983-2795)

このマークが目印!



■クーリングシェルター指定施設一覧

- 市施設 ▶市役所本庁舎 ▶生涯学習センター ▶文化センター ▶福祉会館 ▶松花堂美術館 ▶八幡人権・交流センター ▶やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」▶有都福祉交流センター ▶男山公民館
- 民間施設 ▶訪問看護ステーションあっと ▶グンゼスポーツ京都八幡 ▶ヤマト運輸京都八幡営業所



熱中症は予防が大事

6月は湿度や気温がぐんぐん上昇する時期です。湿度が高いと汗が蒸発しにくく、身体に熱がこもりやすくなるため、熱中症の危険が高まります。

意識的に発汗の機会を増やすことで急な体温上昇にも対応できる身体づくり等の熱中症対策を進めておきましょう。

■熱中症予防のポイント

- ▶炎天下や高温多湿の場での作業や運動は避け、エアコン等で温度を調節する
- ▶適度に休憩し、喉が渇く前に水分補給をする(たくさん汗をかいた

- ときは塩分も補給する)
- ▶日ごろから栄養バランスの良い食事と体力づくりをする
- ▶軽い運動や入浴など、体を暑さに慣れさせる「暑熱順化」を取り入れ、汗をかける身体づくりを行う

■夏前にエアコンの点検を

暑い日は無理をせず、エアコンを使いましょう。夏場のエアコンの修理や設置工事は混み合います。各家庭において試運転を行い、異常がある場合は、早めに修理の依頼をしましょう。

■こんな時はすぐに119番!

- ▶自力で水が飲めない、または動くことができない
 - ▶けいれん
 - ▶意識がない、いつもと様子が違う等
- ※救急車を呼ぶか迷うときは、電話で#7119、または0570-00-7119の救急電話相談窓口へ。

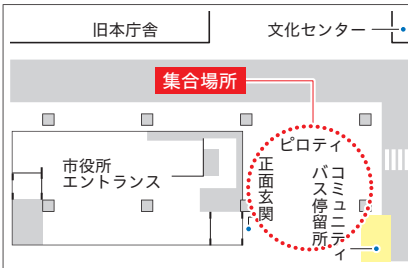
6月7日(日)は 「まちかどのごみ」ゼロの日

市内の道路や公園を清掃する「まちかどのごみ」ゼロの日を6月7日(日)に行います。午前9時までに活動しやすい服装で次の場所にお集まりください。※雨天時は6月14日(日)に延期。※軍手やごみ袋等は用意します。

■清掃(集合)場所

清掃場所	集合場所
八幡市役所周辺	八幡市役所正面玄関前ピロティ ※市役所南側。

※例年と場所が異なります。ご注意ください。



* * *

ごみ出しについての注意事項

使用済みのトイレの凝固剤については、衛生面の観点から袋に入れて、飛散しないように口をしぼってください。また、袋に入れた凝固剤は、さらに45L以内の袋に入れて「燃やすごみ」に出してください。

定点収集にご協力ください

八幡市では、ごみの回収の効率化を図るために、市民の皆さんに定点収集のご協力をお願いしています。

家の前で戸別収集をしている人は、地域に定点収集の場所があれば、できる限り定点場所に出していただきますようお願いいたします。また、新築などで新たにごみを出される場合についても、定点収集にご協力をお願いします。

環境業務課への相談がなく、定点収集から戸別収集に変更されても、ごみの回収はいたしませんので、ご了承ください。

環境業務課 (☎983-5340)

■熱中症警戒アラートの確認を

熱中症の危険性がきわめて高いと予想されるときは、環境省から「熱中症警戒アラート」や「熱中症特別警戒アラート」が発表されます。アラートの情報は、環境省のメール配信サービス、またはLINEで受け取れます。



熱中症警戒アラート等の
メール配信サービス

LINE公式アカウント
「環境省」



バス路線廃止区間代替交通のダイヤ変更について

八幡市では、令和7年3月に廃止されたバス路線「八幡志水線」の代替手段として、石清水八幡宮駅から西戸津間において、令和7年3月24日から乗合タクシーを運行しています。

このたび、乗合タクシーの利便性向上を図るため、利用実績を踏まえ、令和8年6月1日(月)からダイヤを変更いたします。運行時間の詳細については、市ホームページまたは停留所の案内をご確認ください。



市ホームページ

☎管理・交通課 (☎983-5144、FAX983-1143)

令和8年度 第2回行財政検討審議会を開催します

第9次行財政改革の計画策定に向けた意見交換を行うため、審議会を開催します。傍聴を希望される人は、お越しください。

- 日時 6月26日(金) 午後1時から
- 場所 市役所4階会議室4-2
- 受付 当日の午後0時40分から0時50分まで、会場入り口にて受付
- 定員 5人(先着順)

☎政策企画課 (☎983-1004、FAX983-3593)

令和8年度の税の証明書はコンビニで取得可

マイナンバーカードを使って、カード所有者本人分の税の証明書が全国のコンビニ等で取得できます。

マルチコピー機を使って、案内画面に表示される「行政サービス」のメニューを選択し、手順に従って操作してください。

※ご利用の際は、利用者証明用電子証明書の暗証番号(マイナンバーカードを受領する際に設定した4桁の暗証番号)が必要です。

取得できる証明書

最新年度の所得証明書、課税(非課税)証明書
※令和8年度の証明書は6月1日(月)から取得可。
※証明年度の1月1日時点と証明書発行時点で八幡市に住民登録がない場合、証明

書は発行できません。
※確定申告等により所得に変更があった場合は、証明書への反映に時間がかかる場合があります。

サービスの利用時間

午前6時30分から午後11時(土・日・祝日を含む(12月29日～1月3日は利用不可))
※5月27日(水)～5月31日(日)、6月12日(金)はシステムメンテナンスのため、税の証明書はご利用いただけません。

交付手数料

1通200円(市役所窓口の場合)
1通300円

※その他の詳細は、こちらの二次元コードからご確認ください。



市ホームページ

税の証明書の窓口交付には本人確認書類が必要です

税務課では、各種証明書発行の際、第三者からの虚偽やなりすまし等による不正取得を防止し、個人情報の保護を目的として、窓口で書類提示による本人確認を行っています。右記の①、②、③のうちいずれかの本人確認できる資料(郵送での請求の場合は写し)を持参してください。

- ①マイナンバーカード、運転免許証等の官公庁が発行した顔写真付き証明書を1点
- ②資格確認書または介護保険証、年金手帳等のうち2点
- ③銀行の預金通帳・キャッシュカード、納税通知書等のうち1点と②の書類のうち1点

☎税務課市民税係 (☎983-1113、983-2164)

コンビニ交付サービスの利用停止について

システムメンテナンスのため、右記の日時でコンビニ交付サービスの利用を停止いたします。ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

- 停止期間 令和8年6月12日(金) 終日

☎市民課 (☎983-2759)



出産とキャリアの両立 発信したい

この度、7月20日から最長約4カ月間の産休取得を行う予定である旨、発表を行わせていただきました。

4年の限られた任期内において一定期間のお休みをいただくことに、その間の市政運営や政策実現に不安を覚えられる方もいらっしゃるかもしれませんが、私が一定期間不在にしても決して市政運営が滞ることのないよう、市職員の皆さんと業務体制を整え、しっかりと準備を重ねていますので、ご安心いただけたらと思います。

また、これまで既に3年度分の予算編成を経て、駅前まちづくりの前進や子育て支援の充実、ふるさと納税額の大幅増をはじめ、新規・継続を問わず様々な施策を実現してまいりました。いま一時前線を離れたとしても、4年任期内に完遂する業務量として沢山の実績を残すつもりです。

出産とキャリアの両立に悩む女性をはじめ、あらゆる人がライフイベントで仕事を、また仕事でライフイベントを諦めることのない社会の実現を目指し、ひとつの姿として発信していけたらと思います。

役員が決定しました

自治連合会

自治会や町内会、区などの市内48自治組織で構成する八幡市自治連合会の今年度の役員が、4月23日(木)開催の幹事会で選出されました(敬称略)。
▽会長=藤原正克(美濃山グリーンタウン自治会)▽副会長=松井律子(四区)、河崎進(長町樋ノ口連合自治会)、田村良弘(幸水自治会)▽書記=麓義彦(双栗自治会)、神田恵子(男山泉自治会)▽監査=田中毅(柿ヶ谷自治会)、松浦悠爾(市役所市民協働推進課)

☎市民協働推進課 (☎983-5749)

* * *

自主防災推進協議会

4月21日(火)に開催された自主防災推進協議会役員会議で、今年度の役員が選出されました(敬称略)。
▽会長=藤原正克(美濃山グリーンタウン自治会自主防災隊)▽副会長=岩村和茂(長町北・長町・樋ノ口連合自治会自主防災隊)、中山英明(五区自主防災隊)

☎危機管理課 (☎983-3200)

* * *

令和8年春の褒章

社会福祉の事業に関し、公共の福祉等を増進し、優れた業績を上げたと認められ、本郷俊明さん(全国民生委員児童委員連合会副会長・京都府民生児童委員協議会会長・八幡市民生児童委員協議会会長)が藍綬褒章を受章されました。

☎福祉総務課 (☎983-1334)

火災・救急統計			
消防本部 ☎981-4119			
令和8年1月～4月累計()内4月分		昨年同期累計	
火災出動	5件 (0)	12件	
火災以外の出動	142件 (32)	159件	
救急出動	1,515件 (371)	1,605件	
搬送人員	1,376人 (333)	1,395人	

相談件数 前年度より大幅増

令和7年度生活情報センター相談概要

主な相談内容

- 1 **インターネット通販** 「届いた商品が偽物(粗悪品)」「返金を求めたいが販売サイトと連絡がとれない」といった相談が多く寄せられています。特に代引きのケースが多く、ほとんどが海外サイトでのケースとなり、解決困難となるケースが目立っています。
- 2 **定期購入** 「化粧品や健康食品、サプリメントなどをお試しと思って安い価格で購入したら、実際は定期購入であった」という相談が多く寄せられました。
- 3 **自動音声による電話** 自動音声ガイダンスによる「料金未納。2時間後に電気が停止します」「重要なお知らせ。至急この番号へ」など不安を煽り、騙す手口が増加しています。

- 4 **分電盤の点検商法** 電力会社の委託業者と偽る業者から分電盤の点検を持ちかけ、「漏電の恐れがあるので交換が必要」と言われ高額請求をされた、との相談がありました。
- 5 **SNS等の副業** 20歳代の若い世代で、SNSで動画を投稿するだけで報酬がもらえる、SNSで知り合った人から副業を紹介され高額な契約をしたなど、副業絡みの相談が増加しました。
- 6 **その他** 身に覚えのない荷物が届いたという相談や、レスキュー商法といわれるトイレの詰まりに関する相談のほか、車の故障等でロードサービスを要請し、高額な契約をさせられたと若い世代からも相談がありました。

令和7年度の総相談件数は602件(前年度510件)と大幅に増加しました。契約当事者の年代別では60歳以上の相談が半数以上の314件に達しました。販売購入形態別では、通信販売に関する相談が全体の3割以上を占めています。その中でも、昨年同様スマートフォン等を利用したインターネット通販による定期購入の相談が多く寄せられました。

令和7年度の総相談件数は602件(前年度510件)と大幅に増加しました。契約当事者の年代別では60歳以上の相談が半数以上の314件に達しました。販売購入形態別では、通信販売に関する相談が全体の3割以上を占めています。その中でも、昨年同様スマートフォン等を利用したインターネット通販による定期購入の相談が多く寄せられました。

相談件数トップ10項目

相談内容	令和7年度	令和6年度	前年度比
商品一般(迷惑メール、SMS不在通知、架空請求、身に覚えのない商品など)	104件	55件	189.1%
化粧品(通信販売、定期購入、解約など)	53件	46件	115.2%
インターネット通信サービス(回線契約、料金請求など)	30件	16件	187.5%
役務・その他(パソコンウイルス除去、質問サイト、ロードサービス請求費用など)	25件	15件	166.7%
健康食品(通信販売、定期購入、解約など)	23件	21件	109.5%
移动通信サービス(携帯回線契約、解約など)	20件	15件	133.3%
他の金融関連サービス(クレジットカード利用、投資詐欺など)	16件	10件	160.0%
修理・補修(屋根修理、配管詰まりなど)	14件	16件	87.5%
紳士・婦人服(SNS広告、商品相違など)	13件	0件	-
医療(歯科治療、美容医療など)	11件	7件	157.1%

まずはご相談ください

生活情報センターでは、商品やサービス等に関するさまざまな消費生活相談をお受けしています。心配事

やトラブルにあった場合は、生活情報センターや土日祝日でも利用できる「消費者ホットライン(☎188)」にご連絡ください。

くらしのセミナー開催

近年、高齢者の消費者トラブル相談が増加しています。相談内容も多様化し、これらの契約や債務は、本人の死亡により自動的に消滅するわけではなく、相続の対象となる可能性があります。本セミナーでは、消費者問題と相続の関係を分かりやす

く解説し、市民が早期に備える意識を高めることを目的とします。

■**テーマ** 「その契約、亡くなったらどうなる?」～消費者トラブルと相続の意外な関係～

■**日時** 令和8年6月26日(金) 午後1時30分～午後3時

■**場所** 文化センター3階 第5講習室

■**講師** 八幡市消費生活相談員 吹谷 勝己氏

■**対象者** 八幡市在住・在勤

■**参加人数** 20人(定員になり次第締め切り)

■**参加費** 無料

■**申込方法** 八幡市生活情報センターへ電話にて申込み(土・日・祝除く午前9時～正午・午後1時～5時) その他、詳細はホームページをご確認ください。

☎生活情報センター (☎983-8400)

令和8年度 やわた未来いきいき健幸プロジェクト

本プロジェクトでは、活動量計やご自身のスマートフォンを持つウォーキングや、事業参加に対して、ポイントが付与されます。そのポイントは、クオカードや電子マネー等と交換でき、お得に健康づくりに励んでいただけます。現在、5,000人以上が参加する人気事業です。これを機に生涯を通じた健康づくりに励みませんか。

参加者募集中

参加費 **1,000円**



事業の詳細はこちら



参加条件

- 次のすべてを満たす人。
- ▶20歳以上(申込時点)で、市内在住または在勤 ※年度途中で市外へ転出・転勤等をされた場合は、その時点で退会。
- ▶参加者の管理、および事業効果分析を目的とした個人情報の提供に同意できる

最大 5,000 ポイント(1ポイント=1円) 獲得可能 (1年度あたり)

申込方法

- 1 WEB = 右記の二次元コードから
- 2 郵送または持参 = 申請書(健康推進課窓口や市ホームページ等から入手可)に必要事項を記入し、郵送(〒614-8501 市役所健康推進課健康増進係(住所不要))、または健康推進課に持参



※令和8年4月28日から5月7日の間に、広報やわた5月号掲載の二次元コードから申し込んだ人で案内が届いていない場合は、お手数ですが再度申し込んでいただくか、健康推進課まで連絡をお願いいたします。

☎健康推進課 (☎983-1116)

1人当たり6千円の家計支援給付金を支給します

申請期限は、令和8年8月31日(月)(消印有効)です。期限後の受付はできないため、申請がお済みでない方は、必ず期限までに申請してください。

※本給付金はすでに、広報やわた4月号・5月号に掲載済の内容であり、新規の給付金ではありません。

■**対象者** 令和8年4月1日時点で八幡市の住民基本台帳に登録されている市民

■**金額** 1人当たり6千円

※世帯の人数分をまとめて原則世帯主の口座に振り込みます。

▶本市からの案内が宛先(住民登録地)に届かず、返戻される場合があります。支

給対象と思われる世帯で通知が届かないときは、お問い合わせください。

▶DV等の理由で本市に避難している場合

などは、通知が届かなくても対象になる場合があります。詳しくは市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

「支給のお知らせ」(5月29日から順次発送)が届いた人	お知らせに記載の口座へ、6月24日から順次振込を行っていく予定です。(金融機関によって振込時間は異なります)
「支給確認書」(6月12日から順次発送)が届いた人	申請手続きが必要です。書面の内容を確認し、記載されている二次元コードからお手続きください。郵送でもお手続きできます。不備等がなければ受付後約1カ月で原則世帯主の口座に振り込む予定です。申請期限：8月31日(月)消印有効

☎福祉総務課 家計支援給付金担当 (☎981-3500)

個人市・府民税 申請により減免

個人市・府民税は、前年の所得に基づき課税をするため、失業等で所得が無くなった場合も課税されますが、次の要件に該当する人は、申請により減免を受けられる場合があります。

※申請書の内容の審査・調査等の結果、申請の理由が相当なものであり、市長が認める場合に減免が決定されます。

離職理由コード	離職理由
11	解雇（離職理由コード50の重責解雇を除く）
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職（雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合）
22	雇止めによる退職（雇用期間3年未満、更新明示ありの場合）

※上記は「雇用保険受給資格者証」に基づくものです。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 失業等で所得が無くなり、生活が著しく困難となった人（退職の場合は、表の離職理由に該当する場合のみ）
- 学生や生徒（前年の合計所得金額が85万円以下）
- 震災や火災等の災害を受けた人（住宅や家財に損害があった場合は、前年の合計所得金額が1千万円以下）
- その他特別の事情がある人

※前年の所得が基準額を超える場合や、家族に一定の所得がある場合は、対象外となります。

各納期限までに申請を

減免を受ける場合は、各納期限までに納税通知書や左記の①～⑤のいずれかの事由を証明する書類を持って税務課市民税係へ申請してください。

※納期限を過ぎたものや納付済みの場合は対象外です。

市税の納付について

市税は、市民の暮らしやまちづくり等、生活に欠かせない事業やサービスを提供する貴重な財源です。納期限までに納付をお願いします。

■納付方法

①口座振替

口座振替を希望される場合は、引き落としを希望される月の前月15日までに口座振替依頼書を市税等取扱金融機関（金融機関には同依頼書がない場合あり）や担当課へ提出してください。また、同依頼書の郵送を希望される場合は、担当課へご相談ください。

※ゆうちょ銀行を希望される場合は、直接ゆうちょ銀行へお申し込みください。
※残高不足等により口座振替ができなかった場合は、後日送付する督促状兼納付書を持って、金融機関窓口等で納付してください。

②スマートフォン決済アプリ

▶対象アプリ PayPay、au PAY、d払い、FamiPay、AEON Pay、PayB、楽天ペイ



※利用方法等の詳細は、こちらの二次元コードから。

■市税の納期

固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
市・府民税（普通徴収）	6月・8月・10月・12月
軽自動車税	6月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

③納付書

【市民税・府民税（普通徴収）・固定資産税・都市計画税・軽自動車税】

市役所や全国の金融機関、コンビニで納付することができます。

※取扱金融機関やコンビニは、納付書の裏面をご確認ください。

④地方税統一QRコード（eL-QR）

【市民税・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税】

パソコンやスマートフォンを使って「地方税お支払サイト」（令和8年9月から「eLお支払サイト」へ名称変更予定）からクレジットカード（手数料が必要）やネットバンキング（手数料がかかる場合あり）等による納付も可能です。

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。



障がいのある人の軽自動車税減免申請は 6月30日(火)まで

軽自動車を所有し、次の①または②に該当する人は、申請により軽自動車税の減免を受けられる場合があります。

※障がいの等級・区分等により、減免を受けられない場合もありますので、事前に税務課市民税係までお問い合わせください。

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ①の手帳の交付を受けている人と生計を一にする人

■減免の手続き 令和8年度の納税通知書と運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を持参のうえ、6月30日（火）までに税務課市民税係窓口で申請してください。

※年度途中の減免や、自動車税（普通自動車）の減免と合わせて軽自動車税の減免を受けることはできません。

公益のために直接専用する、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者が所有する、災害その他特別の事情のある者が所有する軽自動車等にも減免を受けられる場合があります。

納期限が過ぎた場合は 京都地方税機構へ移管

納期限までに納付がない場合は督促状（督促手数料100円を加算）を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

納付が困難なときは

災害や病気・けが、失業等により、納期限までに納付が困難な場合は、納税通知書が届いてから第1期納期限（市・府民税〈普通徴収〉と軽自動車税は6月30日〈火〉）までに担当課へご相談ください。

※内容により、京都地方税機構でご相談いただく場合があります。

市税等の詐欺メールにご注意ください！

市町村の税務担当課を装い、個人のメールアドレス宛てにキャッシュレス決済での納付を促すメールが増加しています。

市町村から個人のメールアドレス宛てに市税等の納付依頼をすることはございませんので、ご注意ください。

☎税務課市民税係（☎983-2481）

認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税を減額

「認定長期優良住宅」を新築した場合、当該家屋の固定資産税の2分の1相当額を減額します。

認定長期優良住宅とは

長期にわたり良好な状態で使用する為の長期使用構造等が講じられた優良な住宅であるとして、京都府知事が認定した住宅

減額の要件

▶住宅の種類

- 令和13年3月31日までに新築されたもの
- 耐久性・安全性等の住宅性能が一

定基準を満たすものとして、京都府知事の認定を受けて新築された住宅であること

- 併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること

▶床面積

- 専用住宅で40㎡以上240㎡以下
 - 併用住宅で居住部分の床面積が40㎡以上240㎡以下
- ※令和8年1月2日から3月31日までに新築された住宅は、50㎡以上280㎡以下。

手続き

認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類（認定通知書）の写しを添えて、新築された翌年の1月31日までに申請してください。

※申請の際はマイナンバーの記載が必要です。マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類（運転免許証やパスポートなど）をご持参ください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード（個人番号カード）を取得された方は、当カー

ドのみで確認できます。

※この減額と新築住宅に係る軽減を重ねて受けることはできません。※他にも、「耐震改修」「バリアフリー改修」または「熱損失防止改修」を実施し、その改修が一定の条件に当てはまる場合、固定資産税が減額されます。詳しくは、税務課資産税係までお問い合わせください。

※その他詳細は市のホームページをご確認ください。



市ホームページ

☎税務課資産税係（☎983-2480）

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、申請が必要です。

■対象 次のすべての要件を満たす人

- ・ 離職時点65歳未満
- ・ 雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定された人

※特定受給資格者と特定理由離職者の確認は、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知に記載されている離職年月日と離職理由コードで確認できます(離職理由コードは右記の二次元コードから確認できます)。



■軽減方法 失業者の前年給与所

得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。

■軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間
(例)令和7年3月31日~令和8年3月30日に失業した人

国保料=離職日翌日の属する月から令和9年3月まで
高額療養費負担限度額等=離職月の翌月から令和9年7月まで

※他の健康保険への加入等により、国保の資格を喪失した時点で軽減終了。
■手続きに必要なもの マイナンバーカード、資格確認書、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

その他の失業者の保険料減免

失業による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月割額を3割減免します。

■手続きに必要なもの マイナン

バーカード、資格確認書、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

■減免期間 原則年間3カ月以内(医師の意見書により最大6カ月まで延長可)

■手続きに必要なもの マイナンバーカード、資格確認書、加入者全員の収入状況等を証明できる書類(給与支払証明書等)、通帳全て、家賃がわかるもの(賃貸のみ)



高額医療費貸付金

国保加入者が医療機関で1カ月に支払う一部負担金が多く高額療養費が発生する場合、高額療養費が支給されるまでの間、その金額

を貸し付けします。 ※貸付金の償還は、高額療養費の充当により行います。

■手続きに必要なもの マイナンバーカード、資格確認書、医療費の請求書

令和8年度国民健康保険料が決定

国民健康保険(国保)は、万一の病気やけがに備えて、お金(保険料)を出し合い、医療費にあてる助け合いの制度です。

令和8年度の国保料が決定しました(表1)。保険料は、加入者の医療給付費にあてる医療分と後期高齢者支援金に係る支援分、子ども・子育て支援金に係る子ども分、介護納付金に係る介護分(40歳~64歳の人)の合計となります。

■子ども・子育て支援金 令和8年4月から子育て世帯を支援するための財源としてすべての健康保険で徴収が始まりました。社会全体で支える仕組みであるため、子どもがいない世帯も対象です。

■未就学児の均等割額の軽減(申請不要) 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、国保に加入している未就学児(令和8年度は令和2年4月2日以降生まれのお子さん)の均等割額を減額します(表2)。

※法定軽減を適用する低所得者世帯も対象です。
■保険料の納付通知書 6月に納付通知書を送付しますので、必ず納期限内に納付してください。納期は6月末から来年3月までの10期割です。

口座振替の人は自動的に振替します。口座振替を希望される人は同封の口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ、指定金融機関にお申し込みください。

また、一定の要件により保険料が年金から天引き(特別徴収)となる場合は、6月に送付する納付通知書の表紙に「特別徴収用」と表示しています。

※10月から天引き対象となる人は、

1 令和8年度保険料率

区分	医療分	支援分	子ども分	介護分
所得割	8.76%	3.07%	0.33%	2.96%
均等割	31,931円	11,311円	1,216円	12,435円
18歳以上均等割			85円	
世帯平等割	20,372円	7,005円	758円	6,126円
賦課限度額	67万円	26万円	3万円	17万円

2 令和8年度未就学児均等割額の軽減例(未就学児1人あたり)

法定軽減	区分	軽減前	軽減後
軽減なし	医療分	31,931円	15,965円
	支援分	11,311円	5,655円
	子ども分	1,216円	608円
2割軽減	医療分	25,544円	12,772円
	支援分	9,048円	4,524円
	子ども分	972円	486円
5割軽減	医療分	15,965円	7,982円
	支援分	5,655円	2,827円
	子ども分	608円	304円
7割軽減	医療分	9,579円	4,789円
	支援分	3,393円	1,696円
	子ども分	364円	182円

■保険料の算出例

4人家族(未就学児がいない世帯)で2人が介護保険2号被保険者(40歳~64歳)に該当する場合

世帯の所得	法定軽減	保険料
43万円	7割	71,160円
167万円	5割	306,130円
271万円	2割	534,560円
300万円		625,860円
400万円		777,060円

9月(4期)まで口座振替や納付書で納入してください。

■納付方法の変更

年金から天引きされる保険料は、届け出により口座振替に変更できます。ただし、天引き対象外の保険料は、口座振替や金融機関、コンビニ、スマホ決済アプリで納付してください。詳しくは、納付書の裏面をご覧ください。

■擬制世帯主

世帯主には、国保の各種届け出や保険料を納める義務があります。世帯主が国保の加入者でない場合でも世帯に国保の加入者がいる場合は、これらの義務を負うことになります。

このような国保の加入者でない世帯主を「擬制世帯主」といいます。なお、擬制世帯主の所得は保険料計算には含まれません。

☎国保医療課国保年金係 (☎983-2962)

市営住宅等の入居者募集

市営住宅と府営住宅の入居者を募集します。

■申込資格 次のすべての要件を満たす人

- 1 市税を完納している
- 2 住宅に困窮している
- 3 令和5年5月31日以前から現在まで八幡市に住民登録があり、居住している
- 4 同居親族が同居予定の親族がいる(事実婚と同様の関係にある人や婚約者、パートナーシップ宣誓者を含む)
- 5 世帯の合計所得が、入居資格に定める収入基準額以下
- 6 申込者および同居予定の親族が暴力団員または暴力団構成員でない

※単身で申し込む場合は、前記4以外のほか、単身での入居資格を備えていること。

■必要書類(2~4)は申込者全員のマイナンバーカードがあれば提出不要)

- 1 市営住宅等入居申込書(5月25日(月)以降住宅管理課窓口や市ホームページから入手可)
- 2 令和8年度市・府民税課税証明書、または非課税証明書
- 3 申込者と同居親族全員の住民票の写し(外国人は、「在留期間等」「在留期間満了日」「在留資格」「国籍・地域」が記載された書類も必要)
- 4 納税義務者全員の完納証明書
- 5 その他必要書類(身体障害者手

帳の写し等)

※パートナーシップ宣誓者は市発行の同宣誓書受領書が必要。

※当選した場合は、2~5の必要書類を指定する期日までに提出してください。そろわない場合、当選は無効になります。

※申込条件等詳しくは、住宅管理課窓口または市ホームページ(右記二次元コードからアクセス可)から



入手できる募集案内書で要確認。
■申込期間・場所 6月1日(月)~19日(金)の平日午前9時~午後4時に必要書類を住宅管理課へ持参。

※郵送および電話による申込不可。

■募集住宅一覧表(一般住宅)

種別	団地名	間取り	募集戸数
府営	軸(※1)	4DK・B・T 70㎡	1
	美桜(※2)	3DK・B・T 46.9㎡	2
市営	清水井	3DK・B・T 61.3㎡	1
	上ノ段	1F:1DK・B・T 2F:2部屋 74.3㎡	1

※1特に住宅にお困りのひとり親や障がい者、高齢者世帯などが対象の優先入居対象住宅です。

※2単身者の申込可能。

☎住宅管理課 (☎983-5767)

令和8年度の 65歳以上の介護保険料

65歳以上の人の介護保険料の基準額は、3年度ごとに見直しをします。

基準額は必要なサービスや被保険者数の見込みを基に算定しており、令和6年度から8年度までの1人あたりの基準額は、年額75,000円(月額6,250円)です。

本人や家族の所得状況に応じて表の16段階に区分され、年間の保険料が決まります。

※低所得者(第1~3段階)の介護保険料は公費負担により軽減しています。

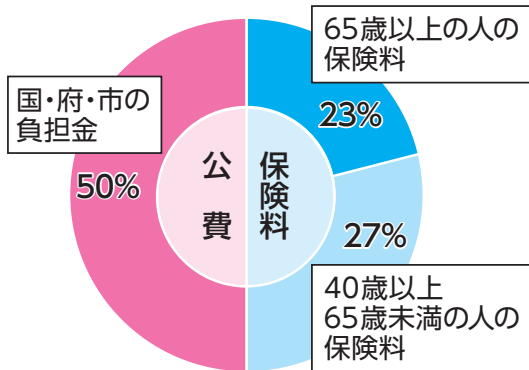
※第2号被保険者(40~64歳の人)の保険料は、加入している医療保険によって異なります。

介護保険料納入通知書を 6月中旬に送付

介護保険は、公費と皆さんが納める保険料を財源(円グラフ)に運営されています。

6月中旬には、第1号被保険者(65歳以上の人)に、令和8年度の介護保険料納入通知書を送付します。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源(利用者負担は除く)



介護保険料の納め方

介護保険料は、年金の受給額によって納め方が決められています。

年金が年額18万円以上の方は、基本的に年金から天引き(特別徴収)となりますが、年度途中で65歳になった人や、本市へ転入した人などは一時的に市から送付される納付書や口座振替での納入(普通徴収)となります。

◆介護保険料(令和8年度)

所得段階	対象となる人	保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金(表下の1)の受給者で世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(同2)+公的年金等収入額(同3)が82万6千5百円以下の人	基準額×0.285	21,380円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が82万6千5百円を超え120万円以下の人	基準額×0.485	36,380円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が120万円を超える人	基準額×0.685	51,380円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が82万6千5百円以下の人	基準額×0.90	67,500円
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる人で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等収入額が82万6千5百円を超える人	基準額×1.00	75,000円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	基準額×1.10	82,500円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	基準額×1.30	97,500円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	112,500円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	127,500円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.90	142,500円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×2.10	157,500円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×2.30	172,500円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.40	180,000円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.60	195,000円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額×2.70	202,500円
第16段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額×2.90	217,500円

※公費による低所得者の介護保険料の軽減強化により、第1・第2・第3段階の基準額に対する割合を軽減しております。

※令和7年度税制改正により市民税が非課税となっても、介護保険料では改正前の給与所得控除額を用いて算定するため課税とみなす場合があります。

1「老齢福祉年金」とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で、一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

2「合計所得金額」とは、収入から必要経費(給与所得控除額や公的年金等控除額等)を控除した額で、株式等の譲渡損失に係る繰越控除前の額です。土地・建物等の長期譲渡所得や短期譲渡所得の特別控除がある場合は差し引きします。また、所得段階第1~5段階では、公的年金に係る雑所得金額を控除した額となり、給与所得が含まれている場合は、令和7年度税制改正前の給与所得控除額を用いて算定します。

3「公的年金等収入」とは、国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

☎高齢介護課(☎983-1328)

出前講座をご活用ください

市職員が市民団体やグループ等に対し、皆さんの暮らしに役立つテーマでお話しする「出前講座」を開講します。今年度の前期講座は表のとおりです。

- ▶利用できる団体
市内在住・在勤の人で構成する団体
- ▶講座時間・人数
1時間程度・最低開催人数は10人(利用無料)。
詳細は市ホームページをご確認ください。

- ▶申し込み
開催日の1カ月前までに申込書(市民協働推進課や市内公共施設、市ホームページから入手可)に必要事項を記入し、市民協働推進課へ。右記申込フォームからも申請可。



令和8年度前期 八幡市出前講座一覧表

広報やわたについて	女性の人権について(事業所向け)	やわたの地域ブランドについて
マイナンバー制度について	動物の愛護および管理について	八幡市かわまちづくりについて
第5次八幡市総合計画について	ごみの分別について	木造住宅耐震化事業について
行財政改革について	プラスチック資源について	石清水八幡宮駅周辺のまちづくりについて
個人情報保護制度と情報公開制度について	民生委員・児童委員について	自転車の交通ルールについて
八幡市での生活オリエンテーション(外国人受入企業向け)	災害時要援護者支援対策事業について	高齢者運転免許証返納と公共交通について
消費者トラブル事例と対策	障がい福祉サービスについて	公園の維持管理について
生涯スポーツについて	障害者差別解消法について	橋の維持管理について
生涯学習のすすめ	手話を知ろう	火災予防について
防災について	要約筆記について	応急手当について
避難所の運営等について	児童虐待について	上下水道事業の経営状況について
避難所で使うものの取り扱いについて	ヤングケアラーについて	水道施設について
八幡市防災アプリの使用法について	介護保険制度について	下水道の維持管理について
防災タイムラインの作成について	健康長寿教室	認定こども園について
八幡市の財政状況について	国民健康保険について	八幡の歴史について(入門編)
公金の収納について	高齢者医療制度について	八幡の歴史について(上級編)
戸籍について	フレイル(心身の衰え)について	生活に図書館を!
人権問題について	地球温暖化問題について	絵本の読み聞かせをしてみよう!
女性の人権について(一般向け)	八幡市の観光について	地方議会について
		選挙について

☎市民協働推進課(☎983-5749)

子育て すくすく 6月



子育て支援センター
あいあいポケット(☎983-8747)

第二子育て支援センター
そよかぜ(☎981-5009)

子ども・子育て支援センター
すくすくの杜(☎972-1085)

おひさまテラス
(☎080-1402-1215 代表:大西)

なかずみ
りくと
中角 湮都くん(1歳)
すくすく大きくなあれ!



大きくなあれ

かみむら
そう
上村 想くん(1歳)
1歳になったね♡たくさん歩ける
ようになって毎日成長中♡



■お子さんの写真募集 就学前のお子さんの写真をメールまたは直接窓口で受け付けています。詳しくは市ホームページをご覧ください。 園秘書広報課(☎983-1087)

センターでは▶



市内在住の妊婦さん、および生後2カ月～就学前のお子さんとその保護者(すくすくの杜は、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者)を対象に、親子で遊ぶ場、子育て相談、発達相談(利用時間内に各センターへ)、育児の情報交換の場を無料で提供しています。

▶開設日=月曜～金曜日(全支援センター)および土曜日(すくすくの杜のみ、あいあいポケットは第2土曜日のみ)

▶利用時間=午前9時～正午、午後1時～4時

▶休館日=日曜日、祝日および年末年始(12月29日～1月3日)

※市に気象警報が発令されている場合は休館となります。

はじめての絵本▶



赤ちゃんにはじめての1冊をプレゼントしています(申込不要)。
対象 生後2カ月から1歳の誕生日までのお子さん

保育園・幼稚園・認定こども園の開放日▶



市内保育園・幼稚園・認定こども園では、園開放・園庭開放を行っています。日程や内容など、詳しくは上記の二次元コードからご覧ください。
※未就園児が対象。

いろんな遊びやふれあいの場・育児相談の場

事業名	内容など	日程
サロン	ひよこサロン(A)	15日(月) あいあいポケット
	あいあいサロン(B)	8日(月) あいあいポケット
	そよかぜサロン(C)	19日(金) そよかぜ
	すくすく赤ちゃん(D)	5日(金)・19日(金) すくすくの杜
広場	みんなの広場(E)	11日(木) 橋本児童センター 17日(水) 竹園児童センター
	げんきっこ広場(F)	10日(水)・24日(水) すくすくの杜

図書館のおはなし会

おはなしの部屋で図書館司書がお子さんたちに絵本の読み聞かせや手遊び等をします。※事前申込不要。

八幡市民図書館 対象と日時

【4歳～小学生】 6月13日、20日、27日の各土曜日
【0歳～3歳のお子さんとその保護者】 6月6日 第1土曜日
※時間はいずれも午前11時～11時30分。

男山市民図書館 対象と日時

【4歳～小学生】 6月13日、20日 第2、第3土曜日
【0歳～3歳のお子さんとその保護者】 6月3日 第1水曜日
※時間はいずれも午前11時～11時30分。

園八幡市民図書館(☎982-7322)、男山市民図書館(☎982-4123)

子育て講座

施設名・講座	日時・対象・応募組数	詳細	
あいあいポケット	親子で楽しもう! ジョイフルフルーツShow	4日(木)午前10時～11時 対象:妊婦さんと生後2カ月～就学前の親子 25組	受付中
	赤ちゃんの抱っこ講座	23日(火)午前10時～11時 対象:生後2カ月～1歳頃の親子 10組	1日(月)～ 持ち物:抱っこ紐、バスタオル、飲み物
	栄養士さんに聞いてみよう!	29日(月)午前10時～11時 対象:妊婦さんと生後2カ月～就学前の親子 10組	1日(月)～
	人形劇	7月11日(土)①午前10時～②午前11時～ 対象:妊婦さんと生後2カ月～就学前の親子 各20組	22日(月)～
離乳食・幼児食展示	3日(水)午前10時30分～正午、午後1時～3時30分 対象:生後2カ月～おおむね3歳未満の親子	不要	
離乳食講座(後期・完了期)	12日(金)午前10時40分～11時40分 対象:生後8カ月～1歳半の親子 4組	1日(月)～	
離乳食講座(初期・中期)	17日(水)午前10時40分～11時40分 対象:生後2カ月～8カ月の親子 4組	1日(月)～	
すくすくの杜	防災安全教室(水害)	18日(木)午前10時30分～ 対象:妊婦さんと生後2カ月～おおむね3歳未満の親子	不要
	0歳から親子で楽しめる弦楽コンサート	25日(木)午前10時30分～11時30分 対象:生後2カ月～おおむね3歳未満の親子 15組	1日(月)～
	はじめての離乳食講座	25日(木)午後2時～3時 対象:生後2カ月～6カ月の親子 4組	8日(月)～
	歯みがき指導～仕上げみがきを嫌がらない歯みがきのテクニック～	30日(火)午前10時30分～11時30分 対象:生後2カ月～おおむね3歳未満の親子 15組	1日(月)～ 持ち物:子ども用歯ブラシ、仕上げみがき用歯ブラシ
子育てに役立つアンガーマネジメント	7月7日(火)午前10時30分～11時30分 対象:妊婦さんと生後2カ月～おおむね3歳未満の親子 15組	22日(月)～	
おひさまテラス	体験ワークショップ「スライムで感触遊び☆」	13日(土)午前10時30分～11時30分 10組 ぷにぷに、びよ～んと伸びるスライムをまるめたり、のぼしたりして気持ちいいね! 楽しいね! と感じながら遊ぼう!	受付中 持ち物:飲み物、オムツ、タオルなど ※汚れてもよい服装でお越しください。
	こころとからだを整える産後体操とリラックス10分整体	27日(土)午前10時30分～11時30分 10組 山田純也さんによる、ママのからだを整え、無理せず気持ちよく出来る体操です! そのあと短い時間で体のコリや疲れをやさしくほぐし、すっきり整えます☆	受付中 持ち物:飲み物、オムツ、タオル

イベント

▶じゃがいも収穫体験

日時 6月13日(土)、14日(日)
 ①午前9時～9時50分、②午前10時～10時50分、③午前11時～11時50分
 ※雨天時は、13日(土)⇒20日(土)、14日(日)⇒21日(日)に延期。
 場所 岩田西嵐の実習畑に現地集合
 参加費 1口700円
 ※じゃがいも3株付き。
 ※申込時に男爵かメークインかをお伝えください。
 募集口数 男爵:70口、メークイン:80口※1人5口まで。先着順。駐車場5台まで。
 持ち物 作業のできる服装、飲み物、軍手、収穫物持ち帰り用の袋
 日 6月3日(水)～6月6日(土)、午前10時～午後4時に四季彩館(☎983-0129)
 八幡農業ボランティアの会 会長=井尻(☎090-5976-3767)
 ※八幡農業ボランティアの会では、会員を募集しています。

▶農産物即売会

八幡市農業青年クラブ農産物品評会に出品された自慢の新鮮野菜を販売します。
 日時 6月23日(火) 正午～※売り切れ次第終了。
 場所 市役所1階ピロティ
 八幡農業振興課(☎983-2703)

▶子どもすくすくひろば パート4I

遊びをまじえた交流会を行います。
 日時 7月2日(木) 午前10時30分～11時30分(受付開始は10時～)
 ※参加費無料。
 場所 文化センター3階講習室6・7
 対象 0歳児～小学校就学前児童がいる八幡市にお住いの世帯
 定員 15世帯(先着順)
 日 6月26日(金)までに、電話で福祉総務課(☎983-1334)もしくは右記二次元コードからお申し込みください

講座・教室

▶人権教育学習講座記念講演

「ジブリ作品に見る“差別”と“共生” — 部落問題を自分事として考える —」
 日時 6月20日(土) 午後3時～4時30分※参加費無料。
 場所 文化センター3階 第3会議室
 定員 80人(先着順)
 講師 世界人権問題研究センター登録研究員 坂田 良久氏
 その他 当日は手話通訳、要約筆記があります。
 日 とも未来課(☎983-5674)

▶講演と交流の集い

「御鳥羽上皇の水無瀬離宮(水無瀬殿)と石清水八幡宮」
 日時 6月27日(土) 午後2時～4時
 場所 文化センター
 講師 国際日本文化研究センター元客員教授 豊田 裕章氏
 対象 市内在住の人
 定員 40人
 参加費 600円
 日・日 八幡の歴史を探究する会 谷村(☎090-9886-2210、メール rekitan013@gmail.com)

▶日本語指導ボランティア養成講座を開講します

本市に住む外国人の日本語学習を支援する日本語指導ボランティアの養成講座を開催します。今回はボランティア教室の雰囲気を感じてもらうための見学会も行います。
 日時 講座:7月5日(日)、12日(日) 午後1時30分～3時30分
 見学会:7月7日(火)、9日(木)、11日(土)のうちいずれか1回。参加費無料 ※にほんご教室「世界はテマン」の教室を見学します。時間・場所は、チラシまたは右記二次元コードからホームページにアクセスしてご確認ください。
 場所 松花堂庭園・美術館 講習室※教室見学会は各教室。
 講師 京都にほんごRings(府内の日本語教室のネットワーク組織)の皆さん
 定員 25人(先着順)
 対象 講座終了後八幡市でボランティアとして活動できる方、3回すべて参加できる方
 日 6月26日(金)までに下記の二次元コードからお申込みいただくか、氏名・年齢・住所・電話番号・教室体験参加日時を記入の上、メールで市民協働推進課へ(shiminkyu@mb.city.yawata.kyoto.jp)

▶傾聴入門講座

～傾聴は人間関係を開く鍵～
 日時 6月20日(土) 午後1時30分～4時 ※参加費無料。要申し込み。
 場所 文化センター3階第2講習室
 定員 10人(先着順)
 内容 傾聴の理論と技法、ロールプレイ体験、傾聴ボランティア「よりそい」活動紹介
 日・日 電話もしくは社会福祉協議会ホームページのお問い合わせフォームで、社会福祉協議会(☎983-4450)



▶健康のど筋トレ講座

音楽・映像を使った健康づくり
 DKエルダーシステム(最新音響機器)で、音楽健康指導士の講師のもと、のどの筋力を鍛え、また楽しく歌って体を動かす体操プログラム講座の参加者を募集します。
 最近声が出にくい、飲み込みづらいつと感じることはありませんか? おしゃべりをしようとしても、なかなか声が出ない、カラオケに行っても高音がかすれてしまうなど、のどの筋力はあまり使われない間に想像以上に衰えてしまいます。のどを健やかに保ち、筋力を無理なく高

▶ワークショップ 「目が見えない・見にくい人の読み書き問題、こうやって工夫してます!!」

視力が低下すると、文字が判読できないことで読み書きに支障をきたすことがあります。書類の記入やサイン、押印から読書まで、補助具や機器の使用や、ちょっとした工夫でこれらが自力で行えることを実践を交えて紹介します。
 日時 6月25日(木) 午後1時30分～2時50分 ※参加費無料。
 場所 福祉会館 活動室3・4
 講師 久保 弘司さん(京都ライトハウス鳥居居所長)
 定員 20人
 日 6月19日(金)までに、電話にて社会福祉協議会(☎983-4450)、もしくはメールにて、件名を「視覚リハ」とし、氏名・電話番号、複数で参加される場合は参加人数、個別相談希望の有無を記入して(メール: info.yvia@gmail.com)へ 八幡市視覚障がい者協会(☎090-9065-6081)

▶パン体験講座&ランチビュッフェ

日時 7月20日(月・祝) 午前10時15分～
 場所 やわた流れ橋交流プラザ四季彩館、八幡家
 定員 10組20人
 参加費 大人1人・小学生1人6,500円、大人1人・小学生2人9,000円
 その他 参加者特典として抹茶ソフトクリームプレゼント
 日・日 四季彩館(☎983-0129)

開催日	
体験会	6月30日(火)
第1回	7月15日(水)
第2回	7月29日(水)
第3回	8月7日(金)
第4回	8月24日(月)
第5回	9月7日(月)
第6回	9月25日(金)
第7回	10月5日(月)
第8回	10月28日(水)
第9回	11月2日(月)
第10回	11月19日(木)
第11回	12月2日(水)
第12回	12月16日(水)

めるトレーニングで楽しく健康になりませんか?
 時間 午後2時30分～4時
 場所 八幡人権・交流センター
 対象 市内在住・在勤の人
 定員 20人
 参加費 無料
 日・日 6月29日(月)までに、高齢介護課(☎983-5471)へ。もしくは二次元コード(申込フォーム)にて



▶男女共同参画週間啓発事業

啓発パネル展示
 期間 6月23日(火)～7月1日(水)
 場所 八幡人権・交流センター
 啓発講座
 日時 7月1日(水) 第1部:午前10時～11時30分(受付開始は午前9時30分から) 第2部:午後1時30分～3時30分(受付開始は午後1時から) ※参加費無料。
 場所 八幡人権・交流センター大ホール ※駐車場は収容台数に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。
 内容
 テーマ「男女共同参画の視点からの避難所づくり」
 第1部 学習編
 避難所運営ゲーム「HUG」を活用した参加型学習(講師 日本防災士会京都府支部)
 第2部 実践編
 避難所設営・運営における実習<避難所設営体験等>(講師 京都府男女共同参画センター)
 定員 20人(先着順)
 その他 保育(1歳～就学前児)ご希望の方は、6月15日(月)までに申込要
 日 八幡人権・交流センターの窓口、電話(☎981-3127)、FAX(983-4545)、市ホームページの申込フォーム



情報ひろば

市の主催・共催・後援のみ掲載

市政情報

▶介護予防のための「基本チェックリスト」を記入しましょう

市では、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるまちづくりを目指しています。

そのためには、元気なうちに、できるだけ早く、将来に医療や介護が必要となる要因（運動、栄養、口腔、認知等）を発見し、必要に応じて適切に支援することが重要です。

見つけよう 老化のサイン

「年をとると心身の機能が衰えるのは仕方がないこと」と考えていませんか。

確かに高齢になると心身の機能は低下していきますが、使い続けること、更に鍛えることによって低下を防ぎ向上させることもできます。

市では、皆さん一人ひとりの健康や日常生活の状態と見守りが必要な高齢者を把握するため、毎年65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方を対象に「基本チェックリスト」を送付しております。今年度に送付させていただく対象となる方は、令和8年6月1日現在、65歳、68歳、71歳、74歳の人で、6月初旬頃に送付します。

基本チェックリストは必ず返送を

「基本チェックリスト」が届きましたら、すべての項目を記入の上、同封の返信用封筒を使って、6月17日（水）までに返送してください。返送いただいた結果については、後日郵送にてお知らせいたします。また、返送がない方については訪問などで連絡させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

☎高齢介護課（☎983-5471）

▶高齢者に日常生活用具を給付・貸与します

対象 市内在住のおおむね65歳以上の1人暮らしの高齢者

給付物品 電磁調理器、火災報知機、自動消火器

貸与物品 高齢者用電話

※所得税額により利用者負担があります。申込時に添付書類必要。

☎・☎高齢介護課（☎983-5471）

＜寄附・寄贈＞ ふるさと応援寄附金として、4月中、148人から計2,374,000円、市に＜寄附＞をいただきまして、ありがとうございました。

▶児童手当の現況届を提出してください

児童手当の支給要件を確認するため、現況届の提出が必要な方へ個別に案内を送付しますので、6月30日（火）までに家庭支援課へ提出してください。

☎家庭支援課（☎983-1112）

▶令和8年経済センサス - 活動調査を実施します！

事業所や企業の経済活動を明らかにすることを目的に、令和8年経済センサス - 活動調査を実施します。

この調査は令和8年6月1日（月）を基準日として、全国すべての事業所・企業を対象に、従業者数などのほか、売上金額や費用などの経理項目を調査するものです。

個人経営の事業所や新設された事業所については、調査員が訪問し調査票を配布しますので、インターネットまたは紙の調査票で回答してください。

支社等を有する企業については、国が企業の本社宛てに調査書類を5月中に郵送していますので、まだ回答がお済みでない場合はインターネットまたは郵送で回答してください。調査へのご理解とご協力をお願いします。

☎総務課（☎983-2115）

▶高校生給付型奨学金等の支給について(第2次申請)

府では、市民税非課税世帯（生活保護世帯を除く※）で①母子・父子世帯②児童世帯③障がい者世帯④長期療養者世帯のいずれかに該当する世帯のお子さんに対し、奨学金等を支給しています。

※生活保護世帯の方は担当ケースワーカーまたは山城北保健所綴喜分室へお問い合わせください。

※①は父母を除いて、令和8年3月31日時点で20歳以上65歳未満の人と同居している場合は原則申請できません。③は障がいの程度要件があります。

対象 高校1～3年生

受付期間 6月1日（月）～7月1日（水）※上記受付期間後も随時受け付けしますが、高校1年生対象の入学支度金の申請は7月1日までです。

受付場所 福祉総務課または山城北保健所綴喜分室

※申請時には印かん、銀行口座番号がわかるもの、令和8年度非課税証明書、在学証明書（原本）、③④の世帯はそれを証明する書類が必要。

☎山城北保健所綴喜分室（☎0774-63-5745）福祉総務課（☎983-1334）生活保護世帯に関すること = 生活支援課（☎983-1457）

▶特別障害者手当・障害児福祉手当を支給

市では、下記の条件に該当する障がいがある人に手当を支給しています。

特別障害者手当

月額30,450円。重度の障がい者が1つ以上あり、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅の重度障がい者に支給される手当です。

障害児福祉手当

月額16,560円。重度の障がい者が1つ以上あり、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳未満の在宅の障がい児に支給される手当です。

☎・☎障がいの程度や所得制限がありますので、詳しくは、障がい福祉課（☎983-2129）へ

▶マイナンバーカード 休日窓口を開設

平日にマイナンバーカードの申請や受取ができない人のために、休日窓口を開設します。

開設日時 6月13日（土）、7月12日（日）各日午前9時～午後1時

場所 市役所2階市民課

対象

◆予約が必要 マイナンバーカードの交付

◆予約が不要 マイナンバーカードの申請、電子証明書の更新、暗証番号の再設定等

※手続きに必要なものは、市ホームページをご覧ください。

予約方法 予約受付は開設日の前月1日（閉庁日の場合は翌開庁日）から来庁の2日前（土日祝除く）までに電話または交付通知書（ハガキ）に記載の二次元コードからオンラインで申請してください。

※予約が不要な手続きは、必要なものを持って直接市民課へお越しください。なお、窓口の混雑状況により時間を要する場合があります。

注意事項

※手続きの際は、ご本人が来庁してください。やむを得ない事情がある場合の代理人による手続きは、事前に市民課までご相談ください。※住民票等の証明書発行や転出届等の異動手続きは行いません。

☎市民課マイナンバー担当（☎0120-038-614）

募集

▶夏季アルバイト職員募集

下記の条件で夏季アルバイト職員を募集します。

①職種②勤務期間③勤務時間④賃金⑤年齢条件

放課後児童クラブ・児童センター

①放課後児童支援補助員（代替等）・児童厚生補助員（代替等）

②7月1日（水）～8月31日（月）
③放課後児童クラブ（小学校）=月～土曜日、午前8時～午後7時
児童センター=月～土曜日、午前9時～午後6時

（うち8時間以内の勤務。上記の時間内で勤務時間の調整を行います）

④時間額 1,461円

⑤昭和36年4月2日～平成20年4月1日生

保育園

①保育士・調理員・庁務員

②7月1日（水）～9月30日（水）※上記期間以外でも随時アルバイトを募集しています。

③保育士=月～金曜日、午前8時30分～午後5時30分（1日あたり7時間30分勤務、指定日勤務）

調理員・庁務員=月～金曜日、午前8時30分～午後4時30分（1日あたり7時間勤務、指定日勤務）

④▽保育士【有資格=時間額1,568円、無資格=時間額1,520円】

▽調理員【有資格=時間額1,467円、無資格=時間額1,417円】

▽庁務員【時間額1,377円】

⑤昭和36年4月2日～平成20年4月1日生

応募方法 市販もしくは人事課備え付けの履歴書（市ホームページからもダウンロード可）に写真を添付し（有資格保育士は資格証明書のコピー添付）6月30日（火）までに人事課へ提出してください（定員になり次第、締め切ります）。

その他 各職種とも健康な人。高校生は応募不可。

☎人事課（☎983-2148）

▶男山散策ルート整備活動 一般公募

活動内容

◆男山散策ルートの草刈り、ゴミ拾い、藪の清掃やルート改修全般

◆国宝「石清水八幡宮」へのアプローチにふさわしい環境を維持するための清掃整備活動

◆市道の管理者への現況報告や要望事項の提案

日時 6月14日（日）午前8時50分～正午

受付期間 6月1日（月）～6月10日（水）

開催場所 八幡市男山散策ルート（ひだまり・せせらぎ）

集合場所 石清水八幡宮第二駐車場

募集人数 10人程度

参加費 無料

☎・☎八幡市里山再生協議会 = 神庭（☎090-9545-0937、F A X 981-5266）

生活情報センターだより

定期購入「返品」だけでは解約になりません

【事例1】 ネット広告で見たサプリを注文した。1回だけのお試しのつもりが2回目送られてきたので送り返した。すると請求書だけが送られてきた。支払う気はないので放置したら法律事務所から通知が来た。どうしたらよいか。(70歳代)

【事例2】 SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。その後同じ商品が届いたが、注文した覚えがないのでその旨と解約希望の書面を同封して返品した。その後も請求書などは届いていたが無視していたところ、先日、法律事務所からこの請求について最終通告のような封書が届いた。商品が手元がないのに請求されるとは納得がいかない。(70歳代)

【アドバイス】 「お試し」「定期縛りなし」を強調する広告を見た消費者が「1回限り」として注文

したところ、実は定期購入だったというご相談が全国の消費生活センターに多数寄せられています。広告を一見しただけでは定期購入であることが分かりにくいケースがほとんどです。消費者が意図せず定期購入契約をしてしまった場合でも、事業者が定めた期間内に定められた方法で解約する必要があります。しかし最近事例のように消費者が受け取り拒否したり、事業者に連絡することなく一方的に返送したりして更にトラブルになるケースが増加しています。返品しただけでは解約にはなりません。支払いや解約について事業者と話し合わないまま請求書を放置しても請求が取り下げられることはありません。頼んでいないのに2回目が届いたら、早めに生活情報センターにご相談ください。

生活情報センター

受付：平日午前9時～正午、午後1時～4時30分
☎：983-8400 F A X：983-8401



短 信

いきいきふれあいキャンプ

京都府内の父子家庭の父と子(18歳未満)を対象に、父と子の交流を目的とした1泊2日のキャンプ事業です。

日 程 7月25日(土)～26日(日) 1泊2日
場 所 木津川市・(宿泊)(公財)青少年野外活動総合センター友愛の丘
定 員 20組程度
対 象 京都府内(京都市を除く)に居住する父子家庭の父と子(18歳未満)
参加費 大人4,000円、子ども1,000円(一人あたり)

令和8年6月末日までに右記二次元コードを読み込み、専用フォームから申し込み



京都府民生児童委員協議会事務局 (☎256-7083)

シニア3楽体操教室

気楽に参加・楽しく続けて・楽な運動で健康と友達をつくりましょう。
定 員 若干名
対 象 市内在住の60歳以上の人間
場 所 市内各地で実施中
※会場・実施日・参加費など、詳細は下記までお問い合わせください。
☎・〒シルバー人材センター (☎983-0822)

さくらであい館イベント

①三川マルシェ

野菜や可愛い雑貨が大集合。
日 時 6月28日(日)午前10時～午後4時
場 所 さくらであい館
〒淀川河川公園守口サービスセンター (☎06-6994-0006)

②おはよーが

日 時 6月21日(日)午前9時30分～10時30分※毎月第3日曜日開催。
場 所 淀川河川公園 さくらであい館または背割堤地区
参加費 1,100円
定 員 先着20人
〒淀川河川公園 ホーム ページ (https://www.yodogawa-park.jp/) で申し込み
〒淀川河川公園守口サービスセンター (☎06-6994-0006)

キーボード教室

自分の指で音楽を奏でてみませんか!!
新しい曲・懐かしい曲など皆さんとご一緒に。
お申込みお待ちしております。
日 時 6月4日(木)、18日(木)
1回目：午前9時45分～10時45分
2回目：午前10時55分～11時55分
場 所 八幡市シルバー人材センター内
参加費 1人1回300円
〒シルバー人材センター (☎983-0822)

生 活

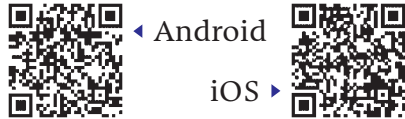
し尿収集日程のお知らせ

岡城南衛生管理組合 ☎631-5171 F A X 631-0885

Table with collection dates and locations for urine collection. Includes dates like 6月2日(火), 23日(火) and locations like 内里(荒場, 河原, 女谷, 西山川, 砂島).

八幡市ごみ分別アプリ

ごみ出しの曜日や分別、資源物置き場の場所や曜日、ごみの出し方についてのQ&Aなどが見られる便利なアプリです。下記二次元コードからダウンロードできます。



岡環境業務課 (☎983-5340)

大型ごみの持ち込み

1日5点まで(すべて有料)

【祝日】 6月はありません。
【平日】 月曜日～金曜日、午前8時30分～午後4時30分
※戸別収集は要予約。
場 所 市役所東側別館環境事務所
岡環境業務課 (☎983-5340)

食用廃油の回収日程表

Table with collection dates and locations for used cooking oil. Includes dates like 10日(水), 12日(金) and locations like 上奈良・下奈良・上区・中区・内里.

図書館コーナー

図書館へのお問い合わせは
◆八幡市民図書館 (☎982-7322)
◆男山市民図書館 (☎982-4123)

6月の図書館休館日

八幡市民図書館
6月5日(金)、12日(金)、19日(金)、25日(木)、26日(金)
男山市民図書館
6月1日(月)、8日(月)、15日(月)、22日(月)、25日(木)、29日(月)

NEW BOOK 新着図書紹介

【児童図書】くかがくのほん

『イチからつくる蚊とり線香』
湯澤規子/編 飯尾裕光/編 赤池佳江子/絵
農山漁村文化協会



これからの季節に大かつやく。つくり方や害虫退治の歴史まで、この1冊でよくわかります。(小学校 中学年～)

【成人図書】

ゼロから始めるChatGPT超入門
無印良品のわたしが整うセルフケア研究
こうやって、僕は戦い続けてきた。
菊池 雄星
夫を亡くして
門井 慶喜

自動車文庫の巡回日程

午前11時に気象警報発令時はすべて運休。なお、注意報発令時は、天候により巡回しない場合もあります。

Table with columns for dates and locations for the mobile library tour. Includes dates like 6月2日(火), 23日(火) and locations like 内里(有智郷市民公園).

困ったときは ご相談ください

弁護士相談

【電話予約制、先着8人】

相続・離婚・金銭問題・借地・借家・近隣トラブル・交通事故等の法律相談に弁護士が応じます。時間はいずれも午後1時15分～4時です。1人20分。

相談日	場所	予約開始日
6月2日(火)	市役所2階 会議室2-1	5月26日(火)～
6月9日(火)	市役所2階 会議室2-1	6月2日(火)～
6月16日(火)	生活情報センター	6月9日(火)～
7月7日(火)	市役所2階 会議室2-1	6月30日(火)～

※予約は、午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

司法書士相談

【電話予約制、先着5人】

土地建物、登記、契約、相続、消費者金融問題等の法律相談に応じます。時間は午後1時30分～4時です(相談時間は1人30分)。

▶6月25日(木)生活情報センター※予約は18日(木)午前9時から電話で生活情報センター(☎983-8400)へ。利用される人は前回の利用から、少なくとも2カ月の間隔を空けてください。

行政書士相談

一般相続、遺言、官公署への許認可、各種契約書等の書類作成や成年後見制度に関する相談に行政書士が応じます。時間は午後1時30分～4時です。お問い合わせは市民協働推進課(☎983-5749)へ。※予約不要。

▶6月4日(木)市役所2階 会議室2-1

行政相談

国や府、市などの行政に関する苦情や意見・要望を受け付けます。時間は午後1時30分～4時です。お問い合わせは市民協働推進課(☎983-5749)へ。※予約不要。

▶6月19日(金)市役所2階 会議室2-1

ふれあい福祉相談

福祉に関する相談に応じます。まずは、お電話ください。ふれあい福祉センター(☎・FAX983-2000)

【常設相談】月曜～金曜日 午前9時～午後5時 社会福祉協議会(時間外の夜間・休日は留守番電話またはFAXで受け付けます)

【出張相談】火曜、木曜、金曜日(祝日除く)午前10時～正午、八寿園

消費生活相談

消費生活全般に関わる相談に公的資格を持つ専門相談員が応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～4時30分、生活情報センター(☎983-8400)

障害基礎年金について

国民年金に加入している期間、20歳前の期間、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる期間に初診日(障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日)のある病気やケガで、障害等級1級または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けることができます。

ただし、初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしていることが必要です。

(1) 初診日がある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。

(2) 初診日がある月の前々月ま

国民年金からのお知らせ

での1年間に保険料の未納がないこと。

●支給額(令和8年度年額)

※昭和31年4月2日以降生まれの人。

1級に該当する人:1,059,125円
2級に該当する人:847,300円

※障害基礎年金を受け取ることができる人に生計を維持されている次のいずれかの子がいる場合は、加算があります。

(1) 18歳になった後の最初の3月31日までの子

(2) 20歳未満で障害等級1級・2級の障害の状態にある子

特別障害給付金について

国民年金の任意加入期間に加入

☎京都南年金事務所お客様相談室(☎644-1165)、国保医療課国保年金係(☎983-2594)

人権相談

人権に関わる相談やいろいろな悩みに人権擁護委員が応じます。時間は午後1時～4時です。

▶6月1日(月)▶8日(月)▶22日(月)八幡人権・交流センター

▶6月16日(火)生涯学習センター※電話相談も受け付けます。人権政策課(☎981-3127)

女性相談

女性が抱えている様々な悩み(夫婦、家族、対人関係等)の相談を受け付けています。場所は八幡人権・交流センター(人権政策課)です。

【専門相談】(要予約、先着3人)

▶6月4日(木)▶25日(木)午後1時30分～4時30分、詳しくは同センター(☎983-1784)へ

【一般相談】月曜～金曜日(祝日、年末年始除く)午前10時～正午・午後1時～5時※受付は当日の午後4時まで。電話、面談どちらでも可。

女性のための弁護士相談

【要予約、先着3人】

女性が抱える法律上の問題に関する相談に女性弁護士が応じます。時間は午後1時30分～3時20分。1人30分。

▶6月23日(火)文化センター2階会議室※予約は、6月1日(月)午前10時から八幡人権・交流センター窓口または電話で女性相談専門ダイヤル(☎983-1784)へ。ご利用は年度内1人1回まで。

年金相談

【電話で必ず予約】

完全予約制。年金相談を希望される人は、事前に下記へ予約してください。

▶7月24日(金)午前10時～午後3時、文化センター3階講習室1

※予約は6月24日(水)午前8時30分から電話で受け付けます。先着順。予約先 京都南年金事務所お客様相談室(☎644-1165)※音声ガイダンスの案内が流れたらキーの「1」を押し、次の音声ガイダンスが流れたら「2」を押ししてください。

児童虐待の通告について

月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分、家庭支援課(☎983-3148)

※府宇治児童相談所京田辺支所(☎0774-68-5520)でも対応します。

※土日祝日、夜間の緊急時は児童相談所虐待対応ダイヤル(☎189)へ。

ひとり親家庭相談

母子・父子家庭の相談に応じます。また、養育費確保支援をはじめ、各種支援制度や専門機関をご紹介します。

月曜～金曜日(祝日除く)午前9時～午後4時30分、家庭支援課(☎983-1112)



障がい者(児)相談

障がいのある人やその家族からの相談に応じます。時間は午後1時30分～3時30分。お問い合わせは障がい福祉課(☎983-2129)へ。

▶7月2日(木)市役所2階会議室2-3。対象は視覚・知的障がい者

ひきこもり相談窓口

ひきこもりで悩んでおられる人やご家族からの相談に応じ、必要とする支援を紹介します。専門の支援員がご自宅などに訪問することもできます。月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、生活支援課(☎983-1138)

介護相談

高齢者の介護やひとり暮らし高齢者の相談と情報を提供します。

【地域包括支援センター】(月曜～土曜日<祝日除く>午前9時～午後5時)やまばと(☎982-8000)、梨の里(☎982-0125)、美杉会(☎971-3576)、有智の郷(☎972-1000)

※在宅介護支援センター京都八勝館(☎982-3883)、京都ひまわり園(☎983-8111)でも相談できます(日時は地域包括支援センターと同じ)。※問い合わせ先が分からない場合は高齢介護課(☎983-5471)へ。

しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障がいのある人に、福祉的措置として「特別障害給付金制度」があります。

【支給の対象となる人】

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金や共済組合等の加入者の配偶者

上記①または②であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級または2級相当の障がい状態に該当する人。原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要があります。

●支給額(令和8年度年額)

1級に該当する人:703,800円
2級に該当する人:563,040円

創業相談

創業に興味がある人、創業を考えている人の相談に対応します。

【常設相談】月曜～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時 商工観光課(☎983-2853)

こども家庭センター

センターでは、保健師などの専門職や家庭相談員が、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、切れ目ない支援につなげていきます。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。センター内には家庭児童相談室もあり、児童虐待の相談、対応も行います。

★こどもさんもそうだんできます。こままっていること、なやんでいることなどがあれば、そうだんしてください。

月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、家庭支援課(☎983-3148)

近畿税理士会による 無料税務相談

【要予約、先着6人】

税理士または税理士法人に相談していただけない人に限ります。※1人1回まで。

日時 7月6日(月)午後1時30分～4時30分(1人30分)

場所 文化センター2階会議室1

☎右記二次元コードから申し込み

☎メールで近畿税理士会

宇治支部(メールアドレス:uji.soudan@gmail.com)



個別就労相談会

京都ジョブパークとサポートステーション京都南の各専門相談員が求職者等の就職を支援します。時間は午前10時～午後4時。※事前予約制です。予約は商工観光課(☎983-2853)まで。▶6月18日(木)市役所4階会議室4-3、4-4

くらしと仕事の相談

経済的に困りの人やご家族からの生活、仕事などの相談に専門の相談員が応じます。月曜～金曜日(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分、生活支援課(☎983-1138)

ほとんどのがん検診が無料で受けられます

注：年齢については全て令和9年3月31日を基準日とする。

注：治療中の人の受診については、かかりつけ医にご相談ください。

Table with 7 columns for cancer screening types (Breast, Cervical, Stomach Endoscopy, Stomach Barium, Lung, Liver, Colon) and rows for screening period, application deadline, target audience, content, cost, location, and notes.

【申込方法】市役所に申し込みが必要な検診については以下の方法があります。
A. オンライン申込(右記二次元コード) B. 健康推進課窓口 C. 郵送申込(郵便ハガキ・封書)
郵送申込の場合 ①希望検診名②受診する医療機関名③住所④氏名⑤生年月日⑥電話番号を記入し、〒614-8501(住所不要)健康推進課へ。



※3胃内視鏡検査については、申込をもって、市が受診希望者および世帯員に係る生活保護受給状況、税情報の閲覧に同意したものとし、費用減免(無料)の判定を行います。

健康推進課保健予防係 (☎983-1117)

▶特定健診・後期高齢者健診等

A 国保のけんしん(特定健康診査)
(受付: 国保医療課)
令和8年度は国保のけんしん受診+国保LINEからの申請で、500円分のQUOカードPayが全員もらえます。
対象 40歳(年度末年齢)~74歳(実施期間中に75歳に到達される場合は誕生日前日まで)の市国民健康保険に加入している人
申込 不要

は、10月29日(木)までに国保医療課に申し込みが必要です(郵送の場合は、10月16日(金)必着)。
B 後期のけんしん(後期高齢者健康診査)
(受付: 国保医療課)
対象 市内にお住まいの京都府後期高齢者医療被保険者(施設入所中で健康管理が図られている人、長期入院患者は除く)

人は、10月29日(木)までに国保医療課に申し込みが必要です(郵送の場合は、10月16日(金)必着)。
C 生活保護受給者の健康診査(受付: 健康推進課)
対象 40歳以上(令和9年3月31日時点)の生活保護受給者

▶元気アップ体操教室

Table with 2 columns: 場所・日時 and ① ② ③. Lists dates and times for exercise classes at various locations.

▶八幡市産科受診等支援事業について

初回産科受診費用の負担を軽減するとともに、医療機関と市が連携して妊娠期から子育て期に必要な支援を行うことを目的として、産科受診

等の費用の一部または全額を助成します。
対象 次のすべてを満たす人
①受診時に本市に住民登録がありかつ住民税非課税世帯妊婦
②出産を希望する妊婦
③妊娠から出産、育児まで切れ目な

い支援を行うため、医療機関と市が連携して支援を行うことに同意する妊婦
その他詳細は、右記二次元コードから市ホームページをご覧ください。
☎家庭支援課(☎983-1115)



参加費 1回500円(初回は参加費無料。お得なパスポートもあります)
初回参加時は、下記問い合わせ先まで電話でお申し込みください。
☎NPO法人元気アップAGEプロジェクト(☎080-4242-4734)

保健医療

MOM UP PARK 参加者募集中!

ママの健康、後回しになっていませんか?

自分のライフスタイルに合わせ、対面とオンラインで気持ちよく体を動かしませんか!
対象 妊娠中(安定期)・育児中のママ(お子さんも一緒に参加可)
参加費 月額550円(税込み)

6月の対面スタジオ日程

10日(水)	グンゼスポーツ 京都八幡
16日(火)	コナミスポーツクラブ 八幡

※時間はいずれも午前10時~11時30分。

無料体験実施中!

右記二次元コードから市ホームページにアクセスし、専用ホームページから



問 家庭支援課 (☎983-1115)

休日応急診療所

☎983-3001(事前予約制)

診療日 日曜日・祝日・年末年始
 場所 八幡園内73-3(市役所北側)
 診療科目 内科・小児科
 受付時間 午前11時30分~午後5時30分
 診療時間 正午~
 ※完全予約制。必ず事前にご連絡をお願いします。

小児救急医療

次の医療機関では、休日・夜間に小児専門医が当直し、小児救急患者を診察します。
 ●男山病院(☎983-0001)
 毎週金曜日(祝日は除く)
 午後6時~翌朝8時
 ●宇治徳洲会病院(☎0774-20-1111)
 24時間365日
 ●京都田辺中央病院(☎0774-63-1111)
 24時間365日

小児救急医療電話相談

☎#8000または☎661-5596

小児科担当看護師や小児科医師が、休日、夜間の電話相談に応じます。
 相談時間 午後7時~翌朝8時
 ※土曜日は午後3時~翌朝8時。

救急の電話相談窓口

☎#7119または☎0570-00-7119

急な病気やケガで迷ったら、お電話ください。看護師等が相談に応じます。
 開設時間 24時間365日
 対象 全年齢

健康相談

保健師が健康に関する相談に応じます。相談を希望する人は窓口、または下記へご連絡ください。
 問 保健予防係 (☎983-1117)

乳幼児健康診査等・すこやか子ども相談のご案内

問 家庭支援課 (☎983-1115)


▶ 4カ月児健康診査 ▶ 10カ月児健康相談 ▶ 1歳8カ月児健康診査

▶ 3歳児健康診査 ▶ 5歳児健康診査

○対象者には、個別通知を行っています。
 ○転入等で案内通知が届かない人は、家庭支援課までご連絡ください。



▶ すこやか子ども相談【完全予約制】

対象・内容	申込方法	場所	6月の日程	受付時間	7月の日程
▶ 対象: 0歳から就学前までの乳幼児 ▶ 内容: 身体計測、育児相談、栄養相談 ※身体計測は2歳までが対象。	下記二次元コードからWEB申込または電話で予約のうえ、親子(母子)健康手帳を持って会場へお越しください。 	子ども・子育て支援センター(すくすくの杜) ※入口は南玄関です。 母子健康センター			6日(月) 午前 16日(木) 午後
			12日(金)	午前9時30分~10時30分	

定期予防接種について

問 家庭支援課 (☎983-1115)

○接種を受ける際は、親子(母子)健康手帳、予診票、子育て支援医療費受給者証など接種される人の住所が確認できるものを必ず持参してください。忘れた場合は接種を受けることができません。

○通知が届かない人や転入された人、予診票を紛失された人は親子(母子)手帳等、接種履歴が分かるものを準備のうえ、家庭支援課まで申し込みください。

○市外での接種を希望する人は、必ず**接種の2週間前までに**家庭支援課へご連絡ください。

○長期間の入院など特別な事情により、対象年齢内に接種できなかった場合には、家庭支援課へご相談ください。

日本脳炎 平成18年4月2日~平成19年4月1日生で20歳未満の人は、第1期・第2期の接種不足回数分の接種を受けることができます。

HPV(子宮頸がん予防) 4月1日から定期接種で用いるワクチンは9価(シルガード9)のみとなります。

RSウイルスワクチン(母子免疫ワクチン)予防接種 4月1日から、RSウイルスワクチン(アブリスポ)が定期接種となりました。対象の方で、予診票がお手元ない場合は、家庭支援課までご連絡ください。

対象 接種日時時点で八幡市に住民登録があり、妊娠28週0日~36週6日の妊婦

※過去の妊娠時にRSウイルスワクチンを接種したことのある人も対象です。

※市外で接種を希望される人は、手続きが必要です。**接種の2週間までに**家庭支援課へご連絡ください。

※各予防接種の詳細は、下記二次元コードから。



八幡市×ミキハウス×明治安田

プレママ・プレパパセミナー in八幡市役所



ミキハウス ホームページ

参加無料・要申込

赤ちゃんのおむつの替え方や沐浴のやり方等、もうすぐ会える赤ちゃんを安心して迎えるために、人形を使いながら体験できるセミナーを開催します。MOM UP PARKの体験や学資保険等の相談もできます。ぜひご参加ください。

- 日時 8月1日(土)
【午前クラス】午前10時30分~午後0時30分
【午後クラス】午後2時~4時
- 場所 市役所5階会議室5-1
- 定員 各クラス30組60人(申込多数の場合は抽選)
- 対象 令和8年9月~令和9年2月に出産予定の妊婦さんとその同伴者
- 申込方法(オンラインのみ)
7月10日(金)午前10時までにミキハウスホームページから申請

問 家庭支援課 (☎983-1115)

マタニティスクール

出産の準備と育児&妊娠中の食事&絵本のお話・沐浴実習など

これからパパ・ママになる人が、アットホームな雰囲気ですべます。(先着15組)

日時 6月25日(木) 午前9時30分~11時30分

場所 市役所5階会議室5-2

問・問 右記の二次元コードまたは電話で家庭支援課(☎983-1115)へ



▶ 抗体を失った子どもの予防接種費用を助成

骨髄移植などの医療行為により、過去に接種した定期予防接種の抗体を失った子どもが再度予防接種を受ける場合に要する費用を助成します。費用の助成を受ける場合、必ず接種前に市に申請してください。手続き方法は、お問い合わせください。

- 対象**
- ①接種日において本市に住所登録がある20歳未満の人
 - ②骨髄移植などの医療行為により、過去に接種した定期予防接種の抗体を失ったため、再接種の必要があると医師に判断されている人
- 問 家庭支援課 (☎983-1115)

6月は食育月間です



食事で避けたい6つの「こ食」

子どもの食事意識したい「6つの「こ食」」という言葉を知っていますか? 「こ食」は、現代の家庭の食卓で起こっている問題点を表した言葉で、「こ」には次の6つの漢字が当てはまります。

- ▶ 6つの「こ食」
- ① 孤食…いつも1人で食事している
- ② 個食…家庭で一緒に食べていても、それぞれ別の物を食べている
- ③ 固食…同じものや好きなものばかり食べている
- ④ 小食…食事の量がいつも少ない
- ⑤ 濃食…味の濃いものばかり食べている
- ⑥ 粉食…パンや麺類など、小麦粉製品ばかり食べている

▶ 食事は大事なコミュニケーションをはぐくむ大切な場

食卓は、食事をする場だけでなく、コミュニケーションや心をはぐくむ場にもなります。一緒に食事をし、楽しい会話をする事で好き嫌いを少なくし、食事の楽しさを味わうことができます。食事の摂り方一つでも、子どもたちの成長に大きな影響を与えます。ぜひ、家族で食卓を囲む時間を大切にしましょう。

問 健康増進係 (☎983-1116)

三川合流域 豊かな自然に触れる

5月9日、三川合流域で「子ども自然観察会」と「生物多様性セミナー」を2部構成で開催。植物や昆虫等の専門家を講師に招き、市の豊かな自然環境や生物多様性について広く知ってもらうことを目的に実施しました。

■小学生対象

「子ども自然観察会」

午前中に行われた小学生対象の「子ども自然観察会」では、かわきた自然運動公園下流（導流堤）を散策。子どもたちは講師らによる解説に興味津々の様子で耳を傾け、見つけた多種多様な昆虫や草花を熱心に観察していました。また、草花遊びをしたり、クサイチゴを味わったり、自然との触れ合いを楽しみました。

■「生物多様性セミナー」

午後からは、生物多様性セ



▲ 生物多様性セミナーの様子

▲ 「子ども自然観察会」で採集した昆虫を観察する様子

ナーを開催。同セミナーは、市内小学生向けに作成している「八幡のまちの小さな仲間たち」の概要版（右記二次元コードからダウンロード可）の刷新を機に初開催したもので、3人の講師が、京都府内でも珍しい本市の地形や生物多様性が豊かな要因、具体例を交えた植物相などを解説。



講師を務めた京都府希少野生生物保全推進員の谷壽一さんは、「貴重な生き物だけではなく、草や木、土壌を含めた生態系全体を守ることが重要」と話しました。

「探検みたいで楽しかった」

自然観察会に参加した里野由樹乃さん(8)は、「探検みたいで楽しかった。来年あったらまた行きたい」と笑顔で話していました。

まちの 話題

このページでは、市民の皆さんの活躍やまちの話題などを紹介しています。身近な話題や、広報紙についての意見を、秘書広報課までお寄せください。

五輪柔道3連覇 野村忠宏さん講演

来場者を前に講演する野村忠宏さん

折れない心で挑戦続けて

生涯学習開講式記念講演会が5月16日、生涯学習センターで開催。柔道60kg級でアトランタ・シドニー・アテネオリンピック3連覇を達成した野村忠宏さんが250人を超える聴衆を前に「折れない心」をテーマに講演し、令和8年度の生涯学習講座の開幕を飾りました。

3歳で柔道を始め、幼少期は決して強い選手ではなかったという野村さん。高校・大学と進学するにつれ「強くなりたい」と恩師との出会いが、心の持ちようの変化へとつながった。練習内容も自ずと変わっていった」と振り返ります。心技体のうち「体



で押し通した1回目のオリンピック、「技」を磨き上げた2回目のオリンピック、「心」を立て直し挑戦した3回目のオリンピック。3つの金メダルが登場した際にはひと際大きな歓声が上がりました。人生の岐路となる出来事を赤裸々に伝えてくれた野村さん。会場は幾度となく笑いに包まれ、「心の持ちようを変え挑戦を続けてほしい」と野村さんがエールを送り、締めくくりました。

宇治川で 水難救助訓練

本格的に雨量が増加する時期の前に、消防本部が5月11日～14日の4日間、宇治川御幸橋付近で水難救助訓練を行いました。

同訓練は、水難現場における消防隊員の連携や救助活動の技術を向上させることを目的に、毎年実施されています。

訓練では、宇治川で人が流された想定し、消防隊員3人1組が

乗り込んだ2艇の救命ボートで要救助者を捜索。上流から流れてきた要救助者に見立てた人形を発見すると、迅速に近づき手際よく引き上げ、救出を行いました。

また、遠方にいる要救助者にロープや浮き輪を渡すための空気式救命索発射銃の使用方法についても確認。

ほかにも、無人航空機（ドローン）や水中ドローンの操作訓練を行うなど、さまざまな場合を想定し、水難救助の技術向上に励んでいました。



要救助者に見立てた人形を使用した救助訓練

今月のこの人

中学2年で英検1級取得 カナダ大使賞を受賞



高校2年生。中学2年生で英検1級を取得し、優秀な成績を収めた受験者に贈られるカナダ大使賞を受賞。市内在住。

川原将人さん

「言葉を学ぶことで、その国の文化を深く知ることができる」と話すのは、高校2年生の川原将人さん。川原さんが英語に触れたのは3歳の頃。家族の仕事の関係で6歳まで中国・上海で暮らし、「日常生活の中で自然と英語を使っていた」と振り返ります。帰国後も英語の本や映画に親しみ、語学力を磨いてきました。

中学2年生で英検1級を取得し、優秀な成績を収めた受験者に贈られるカナダ大使賞を受賞。現在は、英語で授業を行うコースで学びながら、海外研修や旅行などを通して多様な文化に触れています。「英語なしでは決して巡り会うことのできなかった視点や、多くの出会いが得られることが魅力」と英語がもたらした貴重な経験を語ります。

一つ上の兄も同じく英検1級を取得。国際的に認められる大学入学資格「国際バカロレア」の取得に向け、切磋琢磨しているそうです。英語と並行して中国語の勉強も継続しており、「さまざまな文化を深く理解できる国際人になりたい」と目を輝かせました。

本コーナーでは、市にゆかりのある人物や団体を紹介しています。詳しくは、市ホームページまたは秘書広報課へ。